

# 多様性を認め合う社会の実現に向けて インターネット上のトラブルに「用心」

【問】市人権・同和教育推進室（☎77・8842）

## 生活と切り離せない インターネットの功罪

近年、携帯電話、スマートフォンなどの急速な普及に伴い、インターネット（以下、ネット）やSNSなどは、大人から子どもまで全ての人のとって身近なものとなりました。ネットに接続できる環境にあれば、私たちは時間と場所を問わず、世界規模で情報の検索や送受信を行うことができ、私たちの生活を便利にしてくれています。

しかし、ネットの普及により、あらゆる人権侵害や犯罪が以前よりも複雑化、多様化しています。これらの人権侵害などは、次の3つの原因が考えられます。

- ① 信憑性の問題＝事実ではない情報が発信されている
- ② 拡散性の問題＝発信した情報が一瞬で不特定多数の人へ届いてしまう
- ③ 匿名性の問題＝名前や顔を知られずに情報発信できる（発言への責任が薄れ、冷静な判断が困難となる）

さらに、人権侵害が解決した後も一度ネット上に公開された情報は、完全に消すことができない危険性があります。ネット上の人権侵害には、次のものがあります。

▽SNSや無料通信アプリを利用したいじめ＝情報があつという間に広がるが、発見しにくい恐れがある

▽デマ、フェイクニュース、差別的言動の拡散＝うそ、偽

りの情報や差別的発言を発信したり広めたりする

▽ネット上の誹謗中傷＝匿名で悪口などを書き込んで、相手の人格や名誉をおとしめたり、傷つけたりする

▽個人情報情報の無断掲載＝他人の名前、住所、写真などプライバシーに関わる情報を無断でネット上に公開する

▽性犯罪＝ネット上で知り合った相手にトラブルに巻き込まれるケースが多発

▽闇バイト勧誘＝高収入などの魅力的な情報で勧誘し、犯罪と知らず、犯罪に巻き込まれる

## 人権侵害の加害者や被害者にならないために

ネットやSNSなどは私

Q ネットやSNS 上に書き込んだ情報は完全に消せないの？

A SNS などにあげた写真などの情報を自分が書き込んだ場所から削除しても自分以外の誰かがスマートフォンなどに保存している可能性があります。誰が保存したかも分からないため、全ての情報の削除は困難であり、完全に削除することは難しいと考えられます。



2025  
6  
No.451

# やながわ

広報

広報やながわ 令和7年6月号 No.451

●発行 柳川市 / 〒832-8601 福岡県柳川市本町 87-1  
●編集 総務部企画課広報係（直通） ☎0944-77-8425 FAX74-5520  
●URL <https://www.city.yanagawa.lukuoka.jp> ●e-mail [kouho@city.yanagawa.lg.jp](mailto:kouho@city.yanagawa.lg.jp)

●発行日 令和7年6月1日  
「広報やながわ」は、年齢や障がいの有無などを問わず、できるだけ多くの人が読めるように、ユニバーサルデザインを導入しています。



## 博多のまちで NHK大河招致をPR

5月3日に開催された博多どんたく港まつりに『立花宗茂と閻千代「どろつくどん」 どんたく隊』が参加しました。松永市長や猿原八女市長らが甲冑を身にまとい、横断幕やのぼり旗を手にパレード。沿道の観客に大河招致をPRしました。

今月号の  
Pick up

- 2-3 防災、熱中症に注意
- 4-5 特定健診、相撲フェス
- 6-7 やすらぎ保険、水道メーター

- 11 もちふみデビュー
- 12-13 まちかどレポート
- 14-20 お知らせ掲示板



市公式 LINE  
友だち募集中

